

**【表紙】**

**【提出書類】** 意見表明報告書の訂正報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年2月3日

**【報告者の名称】** 株式会社メッツ

**【報告者の所在地】** 東京都港区西麻布二丁目24番12号

**【最寄りの連絡場所】** 同上

**【電話番号】** 03-5468-3590（代表）

**【事務連絡者氏名】** 代表取締役社長 尾形和也

**【縦覧に供する場所】** 株式会社メッツ  
(東京都港区西麻布二丁目24番12号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成24年1月27日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項に一部訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第27条10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社の意見及び理由

#### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所は下線を付しております。

### 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社の意見及び理由

[訂正前]

(前略)

当社は現在、当社普通株式は東証マザーズに上場しておりますが、平成23年11月14日付「当社株式の監理銘柄（確認中）指定に関するお知らせ」（以下「監理銘柄指定に関するプレスリリース」といいます。）で公表したとおり、当社の普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に規定する上場廃止基準に抵触しており、当該臨時株主総会において解散に関する議案が可決された場合には、最短で平成24年2月14日をもって上場廃止となる可能性がありました。しかしながら、上述のとおり、平成24年1月26日開催の当社取締役会による臨時株主総会の開催延期を決議しており、本公開買付けが成立した場合、延期をいたしました臨時株主総会（議案：解散決議等）の開催を中止することによって監理銘柄（確認中）の指定の解除がなされる見込みです。

一方、平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社は平成23年11月以降、月間平均時価総額及び月末時価総額が東証マザーズ市場の上場廃止基準である3億円未満（特例措置）となっており、これを解消すべき一定の期間（猶予期間）中にあります。当社は東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限までに、本公開買付けに際し公開買付者から提示された資料等を勘案し策定した事業計画概要、及びその他の資料もふまえ、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面（以下「事業計画改善書」といいます。）を提出する予定です。当該改善書が提出され、東京証券取引所によって事業計画改善書の内容が相当であると認められた上で、平成24年8月末日までに月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となれば、猶予期間の指定の解除及び当社普通株式の東証マザーズへの上場が維持される見込みであります。（詳しくは後記「2.（3）上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）

[訂正後]

(前略)

当社は現在、当社普通株式は東証マザーズに上場しておりますが、平成23年11月14日付「当社株式の監理銘柄（確認中）指定に関するお知らせ」（以下「監理銘柄指定に関するプレスリリース」といいます。）で公表したとおり、当社の普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に規定する上場廃止基準に抵触しており、当該臨時株主総会において解散に関する議案が可決された場合には、最短で平成24年2月14日をもって上場廃止となる可能性があります。しかしながら、上述のとおり、平成24年1月26日開催の当社取締役会による臨時株主総会の開催延期を決議しており、本公開買付けが成立した場合、延期をいたしました臨時株主総会（議案：解散決議等）の開催を中止することによって監理銘柄（確認中）の指定の解除がなされる見込みです。

一方、平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社は平成23年11月以降、月間平均時価総額及び月末時価総額が東証マザーズ市場の上場廃止基準である3億円未満（特例措置）となっており、これを解消すべき一定の期間（猶予期間）中にあります。当社は東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限までに、本公開買付けに際し公開買付者から提示された資料等を勘案し策定した事業計画概要、及びその他の資料もふまえ、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面（以下「事業計画改善書」といいます。）を提出する予定です。当該改善書が提出され、東京証券取引所によって事業計画改善書の内容が相当であると認められた上で、平成24年8月末日までに月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となれば、猶予期間の指定の解除がなされる見込みであります。

さらに、東京証券取引所による平成24年1月26日付「実質的存続性に関する審査（実質的存続性の喪失）について - (株)メッツ -」（以下「東証プレスリリース」といいます。）によれば、本公開買付け成立後において、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に規定する「上場会社が実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」に該当するため、本公開買付け成立日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日までの間（具体的には、平成24年2月24日から平成27年3月31日までとなり、）猶予期間（以下「実質的存続性の喪失に係る猶予期間」）といいますが、）に入る見込みとのことです。当社は、本公開買付け成立後に実質的存続性の喪失に係る猶予期間（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）に入る見込みですが、猶予期間に入った後も当社普通株式の東証マザーズへの上場は引き続き維持される見込みでございます。但し、本公開買付けが成立した場合、実質的存続性の喪失に係る猶予期間中（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）に当社普通株式が東京証券取引所の有価証券上場規程等に規定する新規上場基準（1）に準じた基準（以下「審査基準」）といいますが、）への適合に係る審査（以下「適合審査」）といいますが、）において審査基準に適合すると認められた場合には、実質的存続性喪失に係る猶予期間入りから解除され、監理銘柄（確認中）の指定の解除及び当社普通株式の東証マザーズへの上場が維持される見込みでございますが、実質的存続性の喪失に係る猶予期間（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）終了後、最初に有価証券報告書を提出した日から起算して8日目（休業日を除きます。）の日までに、適合審査の申請を行わなかった場合（当社が適合審査の申請を行わないことが明らかでない場合を含みます。）又は適合審査の申請を行ったが審査基準に適合すると認められなかった場合には、当社普通株式の東証マザーズへの上場が廃止となります（詳しくは後記「2.（3）上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）、

- 1 東京証券取引所の有価証券上場規程等によれば、（ ）東証マザーズの新規上場基準の形式要件（同規程第212条各号）として、株主数が300人以上となる見込みであること、並びに流通株式数が2,000単位以上となる見込みであること、流通株式時価総額が5億円以上となる見込みであること、及び流通株式数（比率）が上場株券等の25%以上となる見込みであること、並びに時価総額が10億円以上となる見込みであること等が定められております。加えて、

( ) 東証マザーズの新規上場基準の適格要件(同規程第214条第1項各号)として、企業内容・リスク情報等の開示の適切性、企業経営の健全性、企業のコーポレートガバナンス・内部管理体制の有効性、及び事業計画の合理性等が定められております。

また、東京証券取引所の「新規上場の手引き マザーズ編」と題する資料によれば、東証マザーズへの上場にあたっては、概ね以下のステップで審査が進められ、上場申請のエントリーから上場承認までは概ね3ヶ月程度とのことです。なお、実際の審査は、東京証券取引所から委託を受けた東京証券取引所自主規制法人(以下「東証自主規制法人」といいます。)が行うとのことです。

(1) 上場申請に至るまで

申請会社は上場申請前に収益基盤の強化や社内管理体制の整備等、上場後、上場会社として果たすべき役割を行える会社となるための準備を行い、当該準備が整った後、主幹事証券会社を通じて、下記(2)の事前確認の2週間前までに上場申請のエントリーを行います。

(2) 上場申請に係る事前確認

東証マザーズへの上場申請の受付は、事前に主幹事証券会社との間で、申請会社の高い成長可能性に係る事項、公開指導・引受審査の内容に関する事項、反社会的勢力との関係、審査日程(概ね2ヶ月程度)等を確認した上で行い、当該事前確認は、上場申請の受付の1週間以上前に、主幹事証券会社担当者と東証自主規制法人審査担当者の間で実施します。

(3) 上場申請

上場申請は、原則、申請直前の事業年度に係る定時株主総会終了後に行います。

(4) 上場審査

上場審査の過程で行われる事項としては、東証自主規制法人審査担当者によるヒアリング(面談による質問及び確認)、実地調査(実査)、公認会計士ヒアリング、社長(CEO)面談・監査役面談等、社長説明会、東証自主規制法人の審査結果に基づき、東京証券取引所は内部決裁手続きを行います。

(5) 東京証券取引所による上場承認以後

上場の承認を決定後、東京証券取引所から報道機関等に対し、申請会社の上場を承認した旨の発表を行います。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

[訂正前]

(前略)

当社の普通株式は、本書提出日現在、東証マザーズに上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針です。従って、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限(292,680株、本公開買付けを行った後における株式所有割合60.00%)を設定しております。

なお、当社による解散等に関するプレスリリースの公表を受けて、平成23年11月14日付「監理銘柄指定に関するプレスリリース」で公表したとおり、同日付で東京証券取引所より当社の普通株式が監理銘柄(確認中)へ指定されております。

また、平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」で公表したとおり、当社の普通

株式は、平成23年11月において月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円未満となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第5号aの規定による上場廃止基準に抵触し、同日から9ヶ月（先述した事業計画改善書）を3ヶ月以内（ 1 ）に東京証券取引所に提出しない場合にあつては、3ヶ月）以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円（ 2 ）以上にならないときは、上場廃止になる可能性があります。但し、当社は、前述した東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限である平成24年2月末日までに、先述した事業計画改善書を提出する予定であります。

従いまして、上述の臨時株主総会の開催延期を決議しており、本公開買付けが成立した場合、延期をいたしました臨時株主総会（議案：解散決議等）の開催を中止することを前提にすれば、事業計画改善書が提出され、当該事業計画改善書の内容が相当であると東京証券取引所に認められた上で、平成24年8月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となれば、監理銘柄（確認中）の指定の解除及び当社普通株式の東証マザーズへの上場が維持される見込みであります。なお、当社は、本公開買付け成立後、前記の事業計画概要のとおり、公開買付者と連携を図り、事業収益の最大化により、企業価値を高めていく所存です。

1 事業計画改善書の提出期限は平成24年2月末日となります。

2 東京証券取引所による平成23年12月13日付「上場株券に係る時価総額基準の取扱いの一部変更措置の延長について」によれば、平成21年1月末日より平成24年12月末日までの間、時価総額基準が5億円未満から3億円未満に変更になっております。

他方、当社は、第24期第3四半期累計期間における売上高が150千円となっており、当事業年度が終了した場合、最近1年間に終了する事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）における売上高が1億円未満である場合（最近1年間における利益の額が計上されている場合を除きます。）とする東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第4号の規定による上場廃止基準に抵触する可能性がある状況にあります。当社は公開買付者の支援のもと当該基準をクリアすべく不動産売買活動に邁進していく所存です。

また、現時点で想定しうることに、本公開買付け後の当社の事業運営が不適合合併等（上場会社が実質的存続性を喪失する合併等（同規程第601条第1項第9号））に係る上場廃止審査の対象となり、当社が実質的な存続会社でないと認められ、かつ、一定期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合に上場廃止となる可能性があります。

なお、上場会社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして有価証券上場規程施行規則第601条第8項第1号で定める行為であり、非上場会社からの事業の譲受け、非上場会社との業務上の提携、非上場会社の吸収合併その他一定の行為と同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合には、不適合合併等に係る上場廃止審査が行われることとなり、当社もその審査の対象となる可能性があります。

また「実質的な存続会社」の判断は、当社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行われるものであります。

[訂正後]

(前略)

当社の普通株式は、本書提出日現在、東証マザーズに上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針です。従って、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限（292,680株、本公開買付けを行った後における株式所有割合60.00%）を設定して

おります。

なお、当社による解散等に関するプレスリリースの公表を受けて、平成23年11月14日付「監理銘柄指定に関するプレスリリース」で公表したとおり、同日付で、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第605条第1項第11号の規定に基づき東京証券取引所より当社の普通株式が監理銘柄（確認中）へ指定されております。

また、平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」で公表したとおり、当社の普通株式は、平成23年11月において月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円未満となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第5号aの規定による上場廃止基準に抵触し、同日から9ヶ月（先述した事業計画改善書を3ヶ月以内（1）に東京証券取引所に提出しない場合にあつては、3ヶ月）以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円（2）以上にならないときは、上場廃止になる可能性があります。但し、当社は、前述した東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限である平成24年2月末日までに、先述した事業計画改善書を提出する予定であります。

従いまして、上述の臨時株主総会の開催延期を決議しており、本公開買付けが成立した場合、延期をいたしました臨時株主総会（議案：解散決議等）の開催を中止することを前提にすれば、事業計画改善書が提出され、当該事業計画改善書の内容が相当であると東京証券取引所に認められた上で、平成24年8月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となれば、監理銘柄（確認中）の指定の解除がなされる見込みであります。なお、当社は、本公開買付け成立後、前記の事業計画概要のとおり、公開買付者と連携を図り、事業収益の最大化により、企業価値を高めていく所存です。

- 1 事業計画改善書の提出期限は平成24年2月末日となります。
- 2 東京証券取引所による平成23年12月13日付「上場株券に係る時価総額基準の取扱いの一部変更措置の延長について」によれば、平成21年1月末日より平成24年12月末日までの間、時価総額基準が5億円未満から3億円未満に変更になっております。

他方、当社は、第24期第3四半期累計期間における売上高が150千円となっており、当事業年度が終了した場合、最近1年間に終了する事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）における売上高が1億円未満である場合（最近1年間における利益の額が計上されている場合を除きます。）とする東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第4号の規定による上場廃止基準に抵触する可能性がある状況にあります。当社は公開買付者の支援のもと当該基準をクリアすべく不動産売買活動に邁進していく所存です。

また、東証プレスリリースによれば、本公開買付け成立後において、当社の株主構成が大きく変化すること、また、当社による賛同意見表明に関するプレスリリースにおいて、本公開買付けが成立した場合には、当社が解散をせずに事業を継続し、公開買付者が有する不動産事業における豊富な経験及び人脈並びに不動産ネットワークを有効活用することなどで、平成24年3月期第3四半期までは実質的にゼロであった売上高が、平成24年3月期末までには1億円以上計上できる見込みになると開示していること等から、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規定第603条第1項第6号（関連規則は同規程第601条第1項第9号a）に規定する「上場会社が実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」（3）に該当するため、本公開買付け成立後、実質的存続性の喪失に係る猶予期間（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）に入る見込みとのことです。

当社は、本公開買付け成立後に実質的存続性の喪失に係る猶予期間（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）に入る見込みですが、猶予期間に入った後も当社普通株式の東証マザーズへの上場は引き続き維持される見込みでございます。但し、本公開買付けが成立した場合、実質的存続性の喪失に係る猶予期間中（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）に当社普通株式が東京証券

取引所の適合審査において審査基準（４）に適合すると認められた場合には、実質的存続性の喪失に係る猶予期間入りから解除され、監理銘柄（確認中）の指定の解除及び当社普通株式の東証マザーズへの上場が維持される見込みでございますが、実質的存続性の喪失に係る猶予期間（平成24年2月24日から平成27年3月31日まで）終了後、最初に有価証券報告書を提出した日から起算して8日目（休業日を除きます。）の日までに、当社が適合審査の申請を行わなかった場合（当社が適合審査の申請を行わないことが明らかな場合を含みます。）又は適合審査の申請を行ったが審査基準に適合すると認められなかった場合には、当社普通株式の東証マザーズへの上場が廃止となります。

3 東証プレスリリースによれば、実質的な存続会社の判断は、当事会社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行うもので、概して規模の大小等これらの優位性の比較を行うもので、当事会社の事業内容や事業の継続性に関して何らかの判断をするものではないとのことです。

4 東京証券取引所の有価証券上場規程等によれば、（ ）東証マザーズの新規上場基準の形式要件（同規程第212条各号）として、株主数が300人以上となる見込みであること、並びに流通株式数が2,000単位以上となる見込みであること、流通株式時価総額が5億円以上となる見込みであること、及び流通株式数（比率）が上場株券等の25%以上となる見込みであること、並びに時価総額が10億円以上となる見込みであること等が定められております。加えて、（ ）東証マザーズの新規上場基準の適格要件（同規程第214条第1項各号）として、企業内容・リスク情報等の開示の適切性、企業経営の健全性、企業のコーポレートガバナンス・内部管理体制の有効性、及び事業計画の合理性等が定められております。

また、東京証券取引所の「新規上場の手引き マザーズ編」と題する資料によれば、東証マザーズへの上場にあたっては、概ね以下のステップで審査が進められ、上場申請のエントリーから上場承認までは概ね3ヶ月程度とのことです。なお、実際の審査は、東京証券取引所から委託を受けた東証自主規制法人が行うとのことです。

#### （１）上場申請に至るまで

申請会社は上場申請前に収益基盤の強化や社内管理体制の整備等、上場後、上場会社として果たすべき役割を行える会社となるための準備を行い、当該準備が整った後、主幹事証券会社を通じて、下記（２）の事前確認の2週間前までに上場申請のエントリーを行います。

#### （２）上場申請に係る事前確認

東証マザーズへの上場申請の受付は、事前に主幹事証券会社との間で、申請会社の高い成長可能性に係る事項、公開指導・引受審査の内容に関する事項、反社会的勢力との関係、審査日程（概ね2ヶ月程度）等を確認した上で行い、当該事前確認は、上場申請の受付の1週間以上前に、主幹事証券会社担当者と東証自主規制法人審査担当者との間で実施します。

#### （３）上場申請

上場申請は、原則、申請直前の事業年度に係る定時株主総会終了後に行います。

#### （４）上場審査

上場審査の過程で行われる事項としては、東証自主規制法人審査担当者によるヒアリング（面談による質問及び確認）、実地調査（実査）、公認会計士ヒアリング、社長（CEO）面談・監査役面談等、社長説明会、東証自主規制法人の審査結果に基づ

き、東京証券取引所は内部決裁手続きを行います。

(5) 東京証券取引所による上場承認以後

上場の承認を決定後、東京証券取引所から報道機関等に対し、申請会社の上場を承認した旨の発表を行います。